

1 改正の考え方

- 本県では、条例制定当時の県内大型店の規模と商圈範囲等を踏まえ、商圈が市町村の区域を越えて広範囲に及ぶ大型店（特定小売商業施設）の範囲を店舗面積6千㎡以上として、その立地について、「持続可能な歩いて暮らせるまちづくり」の考え方に基づき、広域の見地から適正な配置を図ってきた。
- その結果、大型店の郊外立地が抑制されるなどの成果が得られており、人口減少等が今後も進展することを踏まえれば、上記条例の基本的な考え方は今後も重要となる。
- 一方で、大型店の出店傾向、県内の消費購買動向や買い物環境の状況、土地利用関係法令の改正など、社会経済情勢が変化していることから、県民や市町村等の大型店の立地調整に関する考えなども踏まえながら、改めて立地調整の対象となる特定小売商業施設の適正な規模を検討した。

2 改正について

基準面積	現行	改正後（令和元年9月1日施行）
基準店舗面積	6,000㎡	<u>8,000㎡</u>
基準延べ面積 ※店舗面積の算出が困難な場合	10,000㎡	10,000㎡

3 改正の理由等

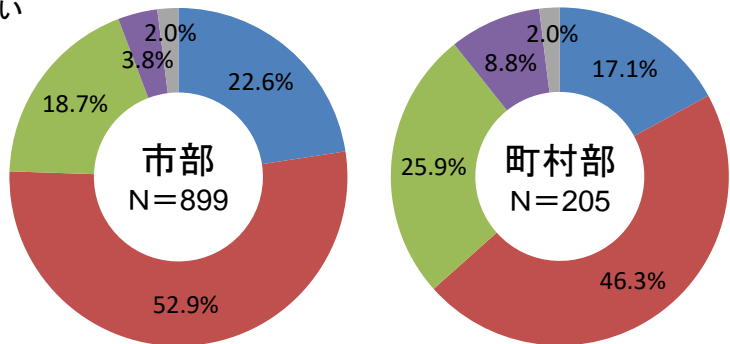
- 「商業まちづくりに関するアンケート」では、①町村部や若い世代の買い物環境の満足度が比較的低い、②郊外への大型店の立地抑制に関する考えは、商工関係団体は、「引き続き抑制した方が良い」が過半数を超えているが、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」の回答も多く（約40%）、県民、市町村は、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」が最多という結果が出ている。
- このことから、県民の生活利便性の維持・向上等の観点も踏まえながら、市町村の区域を越えてまちづくり等に大きな影響が及ばないと考えられる範囲内で、基準店舗面積を引き上げる。
- 具体的な面積については、平成18年の都市計画法等の改正により、インフラや周辺環境に広域的な影響を及ぼす施設として、床面積1万㎡超の大規模集客施設の郊外等への立地規制が強化されていることから、都市計画法上のこの基準と他県の大型店の出店状況を踏まえ、基準店舗面積を8千㎡とする。

【参考】「商業まちづくりに関するアンケート」結果

現在の買い物環境(日常生活の買い物の場)に満足しているか。(県民のみ)

- 満足している
- ある程度満足している
- あまり満足していない
- 満足していない
- 無回答

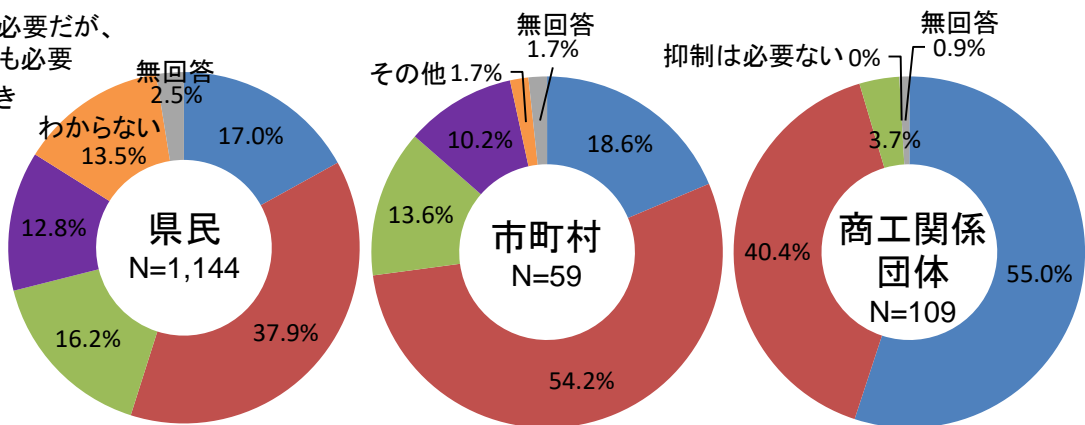
満足傾向: 市部75.5%、町村部63.4%



郊外への大型店の立地を抑制することについてどう考えるか。

県民、市町村は、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」が最多。
商工関係団体は、「引き続き抑制した方がよい」が最多(55%)であるが、「引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要」の回答も多い。(約40%)

- 引き続き抑制した方がよい
- 引き続き抑制は必要だが、ある程度の緩和も必要
- 抑制を緩めるべき
- 抑制は必要ない
- 無回答



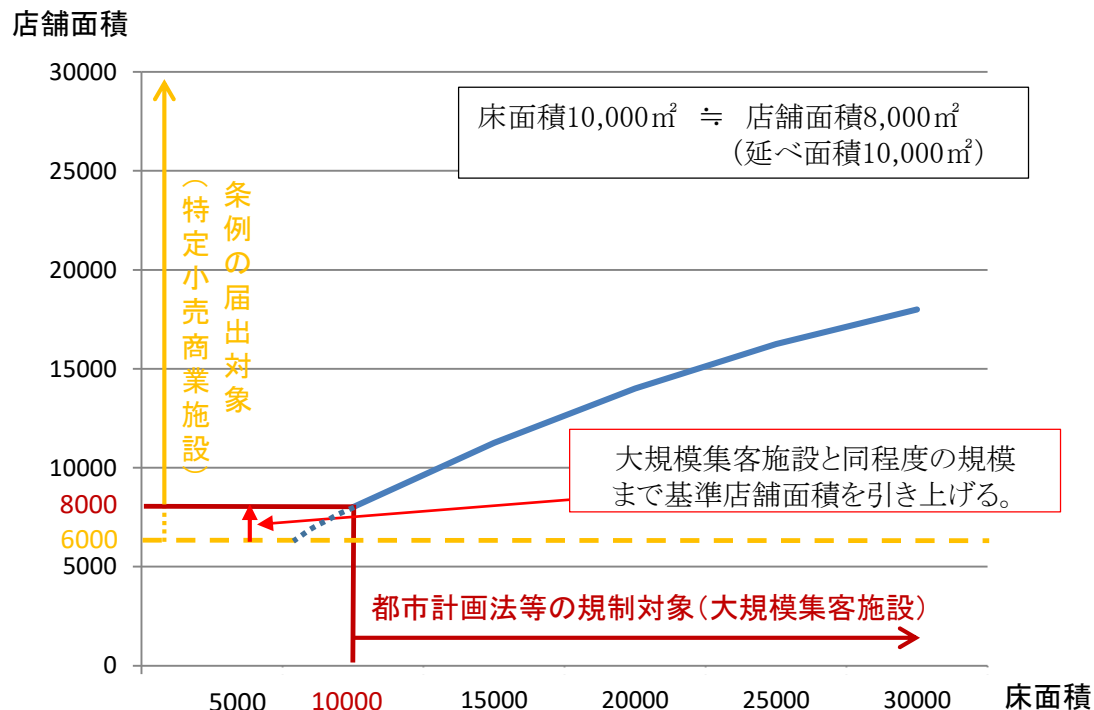
【参考】基準店舗面積を8千㎡とする根拠

平成18年度以降、東北地方において床面積が1万㎡程度で立地した大規模小売店舗の床面積に占める店舗面積の割合の平均値が約80%であることから、基準店舗面積を8千㎡とする。

※大規模小売店舗立地法に基づく新設届出の内容を基に算出。

※ピロティ構造の駐車場を持つと思われる施設を除き、「延べ床面積≒床面積」として算出。

【大規模小売店舗の床面積と店舗面積の関係(イメージ)】



※なお、特定小売商業施設に該当するかどうかは、原則、基準店舗面積で判断すること、また、床面積1万㎡程度以下の大規模小売店舗の場合、ピロティ構造の駐車場を持つものを除けば、多くの場合「延べ面積≒床面積」になると考えられるため、基準延べ面積については現行の1万㎡のままとしている。